

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和5年度）

〔カスタムカーショーで13台の出展車両に注意喚起〕
〔自動車用品店で67件の自動車部品・カー用品に注意喚起〕

独立行政法人自動車技術総合機構は、不正改造車の排除を目的として、平成18年からカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動並びに自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでいます。

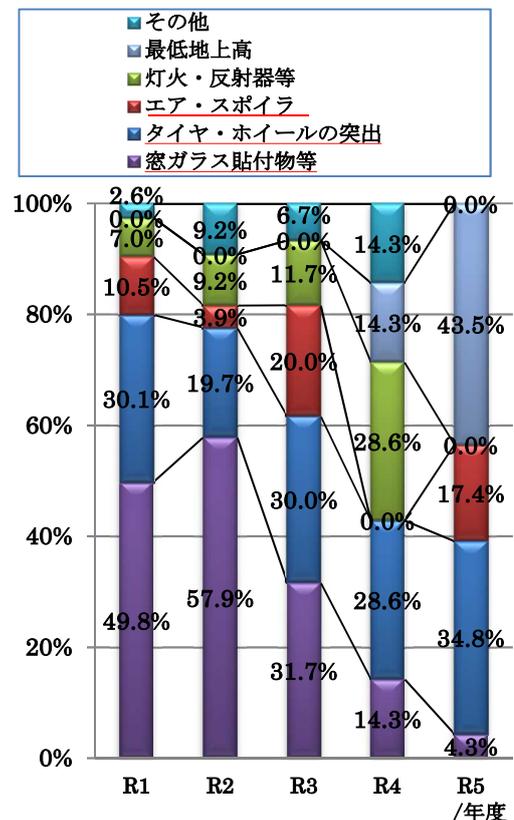
今般、令和5年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

令和6年1月から2月に開催された2カ所のカスタムカーショー（東京オートサロン・大阪オートメッセ）において、保安基準に適合しない又はおそれがある状態の自動車（競技専用車両など）については、来場者に保安基準に関する誤解を与え、不正改造の認識がないまま保安基準不適合車を運行するなどの行為を増加させるため、「公道走行不可」等と見やすく表示してもらうよう出展者に対して啓発活動を実施しました。

出展車両1,553台（主催者発表）のうち、保安基準不適合のおそれがあるとして指導をした車両は13台（文書：3件、口頭：10件）、延べ23件箇所ありました。内訳は、窓ガラスへの貼付物等、タイヤ・ホイールの突出及びエア・スポイラで全体の56%を占めました。

装置別の不適合箇所数内訳



※タイヤ・ホイールの突出



※会場の様子

◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇

令和5年7月から10月にかけて、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの18店舗において、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で67件(前年度98件)見受けられたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。

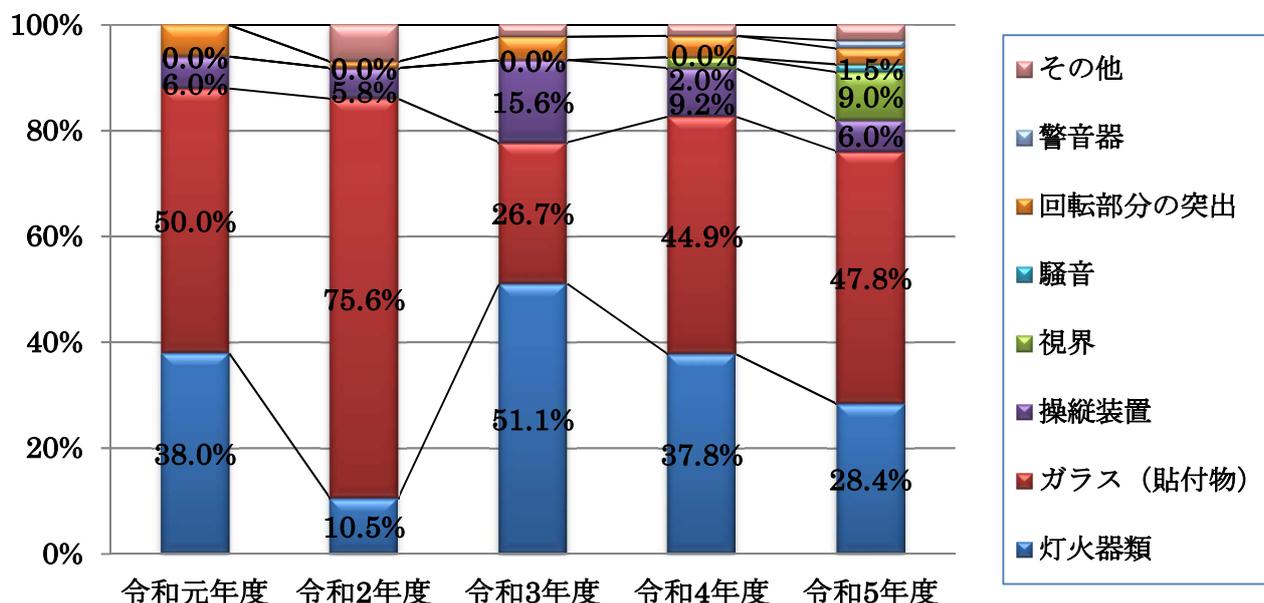
注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は8種類あり、その中で最も多かったものは、「窓ガラス貼付物等」の32件でした。

最近ではドライブレコーダーの普及が進み、取付位置や取付方法によっては基準に適合しなくなるおそれがあり、販売店舗に適切な表示等を要請し自動車ユーザーの理解を促しました。

保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の一例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・窓ガラス貼付物等	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付する補助ミラー、ドライブレコーダー又は窓ガラス用カーテンが運転者の視野を妨げになるおそれがある
・灯火・反射器関係	LEDを使用し点滅する灯火、赤色反射器について装着方法によっては基準に適合しないおそれがある
・車枠・車体関係	ホイールスペーサー、ホイールカバーの装着方法によっては基準に適合しないおそれがある

保安基準に適合しなくなるおそれのある部品・用品の内訳



これらの啓発活動も19年目を迎え、カスタムカーの主催者・出展者や自動車ユーザーの方々の不正改造に対する理解も深まってきているところですが、自動車技術総合機構では、今年度も引き続き関係団体等と協力し、不正改造車の撲滅に向けて取り組んでまいります。

〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話：03-5363-3441(代表)

FAX：03-5363-3347